



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

見守り 新鮮情報

ガソリン携帯缶の取り扱いに気を付けて

《事例1》15年前にホームセンターで購入したガソリン携行缶にガソリンを入れ、保管していた。ガソリンの臭いがするので調べると底に亀裂が生じ、ガソリンが漏れていた。(70歳代 男性)

《事例2》2年以内に購入したガソリン携行缶でガソリンを保管していた。ガソリンが減っていることに気付き、確認したところ、底に数ミリの亀裂が入っていた。(70歳代 男性)

【ひとこと助言】

- ・ガソリン携行缶でガソリンを長期保管したり温度変化の大きい場所で保管したりすると、内圧の変化が繰り返され、亀裂が生じて漏れることができます。ガソリンは揮発性が高く、引火しやすい危険物であるため、携行缶を使用する際は、取扱説明書に従いましょう。
- ・ガソリン携行缶は高温になる場所に置かないでください。ガソリンが蒸発して内圧が上がり、キャップを外した際に噴出する危険があります。
- ・一度でも変形したことがあるガソリン携行缶の使用はやめましょう。

長期保管
しないでね



～国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋～

高齢者向け 悪質商法・三セ電話詐欺 被害防止共同キャンペーン実施中！

美浦村内において、高齢者を狙った下記の事例が多くなっています。この他にも気になることがありますなら、お気軽に村消費生活センターまでご相談ください。

■ 自宅の売却トラブル

「強引に勧誘され、安価で自宅を売却する契約をしてしまった。」「解約を申し出たら違約金を請求された。」といった、高齢者の自宅売却に関する相談が寄せられています。わからないことがあれば、解決するまで契約しないようにしましょう。勧誘が迷惑だと思ったら、きっぱり断りましょう。



■ 被災後の消費者トラブル

地震や大雨等の災害が起きると、災害に便乗した不審な勧誘や悪質商法に関するトラブルが増える傾向にあります。住宅の修理を勧誘されても、その場ですぐに契約せず、よく確認しましょう。必要のない契約はきっぱり断りましょう。被災者支援をかたる不審な勧誘には、耳を貸さないでください。

消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター（消費生活相談全般）…役場1階西側（収納課奥）

月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141（直通）

（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください）

◇消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎188※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）

午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

